

令和7年度夏休み

「なわてふれあい教室」利用申込み受付

なわてふれあい教室では下記の内容で夏休み期間限定の利用申込みを受け付けます。
開設期間は7月22日（火）から8月23日（土）です。

○申込み受付【先着順ではありません】7月5日（金）まで

《電子申請フォーム》 <https://logoform.jp/form/oZYA/1043071>

※スマートフォン等で右記載の二次元コードを読み取ってください。

※証明書等の必要書類は事前にご準備のうえ、電子申請フォームでアップロードしてください。

※申請が受理されると no-reply@logoform.jp から申請内容を記載したメールが送られます。

自動送信メールが届かない場合は受理されていない可能性がありますので別途問合せください。

《郵送》スポーツ・青少年課に郵送してください（**必着**）。

《窓口》午前8時45分～午後5時15分（土・日除く）に、スポーツ・青少年課または田原支所へ提出してください。



○必要書類

入室を希望する理由により異なります。

- ・保護者就労のため・・・就労証明書（両親共働きの場合は両親分）
（自営業の方は就労証明書に加え、直近の確定申告書の写しまたは開業届の写しを添付してください）
- ・保護者在学のため・・・在学証明書
- ・保護者が病気入院のため・・・医師の診断書など
- ・保護者に障がいがあるため・・・障がい者手帳の写し

○その他の書類

- （1）ひとり親家庭の場合・・・ひとり親家庭医療証の写し又は（父親・母親）不在の申立書
- （2）児童に生活に支援が必要・・・児童状況申立書（お持ちであれば障害者手帳の写し）
- （3）利用料減免対象世帯・・・「ふれあい教室利用料の減免申請について」記載の添付書類

○開設場所及び定員（五十音順）

開設場所	所在地	募集人数（予定）
しじょうなわてしりつたわら 四條畷市立田原ふれあい教室	しりつたわらしょうがっこう内	20名程度
しじょうなわてしりつなわて 四條畷市立畷ふれあい教室	しりつしじょうなわてしょうがっこう内	若干名
しじょうなわてしりつみなみ 四條畷市立南ふれあい教室	しりつしじょうなわてみなみしょうがっこう内	15名程度

※現在、上記ふれあい教室以外の各教室が満員のため、ふれあい教室の募集は校区を限定しません。

（※受付開始時点の在籍人数によって募集人数を変更する場合があります。）

○入室決定について

四條畷市立なわてふれあい教室 条例施行規則記載の入室基準に基づき、利用決定を判断させていただきます（同順位の場合は、事務局による抽選）。入室決定者には「ふれあい教室利用許可書」を送付します。また、入室保留者には、「ふれあい教室入室保留通知」を送付します（いずれも締め切り日から1週間程度で発送予定）。

○ふれあい教室への通室について

ふれあい教室への通室（行き帰り）は、必ず保護者等の送迎が必要となります。

保護者によるお迎えがないと、児童を帰宅させることができません。

なお、学校施設及び近隣住民の迷惑となるため、車での送迎は原則できません。

田原小校区など、車以外の送迎が困難な場合、必ず事前にスポーツ・青少年課にご相談ください。

○利用料等について

夏休み期間限定でふれあい教室を利用される場合の利用料及びおやつ代、教材費（＋申込みをされた方は延長利用料）の支払いについては、過去、口座を登録されている方は口座振替を、登録がない場合は納付書での納入を、それぞれお願いさせていただいております（金額は下記）。

利用許可書送付と同時に、口座振替通知書または納付書をお送りさせていただきます。

なお、利用がなかった場合でも、利用許可書発行後は利用料をお支払いいただく必要がありますので、利用開始日までに利用をやめる場合は辞退届を、途中で利用をやめる場合は退室届を、各ふれあい教室またはスポーツ・青少年課、田原支所にご提出ください。

また、欠席した場合の日割りはありませんので、ご了承ください。

◇なわてふれあい教室の概要（夏休み版）

- 開設時間 午前8時～午後6時30分
午後6時30分～午後7時の時間外利用あり（別途申込み・利用料必要）
- 休室日 日曜日、祝日
- 対象 市内に在住する小学校1～6年生
- 利用料 10,500円（7月22日～末日3,500円、8月1日～24日7,000円）
時間外利用料 1,400円（1か月700円）
- 補食費・教材費 1,950円（7月22日～末日650円、8月1日～24日1,300円）

なお、利用料及び時間外利用料については、同一世帯で二人以上が利用する場合、一番下の学年の児童は全額とし、その他の児童は半額とします。

補食費・教材費及びお弁当配食サービスは実費負担のため、減額対象外となります。

利用料及び時間外利用料には、上記のほか、所得に係る減免制度もあります（別添参照）。